

情報発信用コンテンツの企画制作及び
情報発信拠点整備業務

仕様書

令和4年7月

国土交通省東京航空局
東京国際空港機能強化推進室

1. 業務実施の目的

東京国際空港（以下「羽田空港」という。）では令和2年3月29日より新飛行経路の運用を開始しており、関係自治体等より引き続き丁寧な情報提供の実施を求められていることから、国土交通省では、ホームページ、広報チラシ、ニュースレターによる情報提供等を行っているところである。

現在は新型コロナウィルス感染症の影響により、国際線は運休・減便になっているが、今後の復便を見据え、新飛行経路の運用による最大の受益者である国際線利用者に対し、羽田空港の機能強化への理解を促進していく必要がある。

このため、本業務において、羽田空港の社会的意義、国際線増便によるメリットや効果、機能強化に関する取組状況等を発信するためのコンテンツの企画制作を行うとともに、これらのコンテンツを用いた情報発信拠点を第3ターミナルビルへ新たに整備するものである。

2. 業務の内容

（1）情報発信用コンテンツの企画制作

空港利用者のみならず、羽田空港に関心を持つ小中学生及びその保護者等、より多くの方に情報発信拠点へ来訪してもらえるよう、以下のテーマを軸に情報発信用コンテンツを企画制作すること。

情報発信用コンテンツの企画制作に当たっては、発注者と受注者が十分に協議を行い、進めていくこととする。

①羽田空港の社会的意義等に関する内容

羽田空港の利用者数、就労者数、空港内で働く様々な職種の業務紹介、空港におけるSDG's等の社会的取組や、羽田空港における航空貨物の内容、世界の航空格付け会社による評価、就航する各国・地域の航空会社等の社会的意義の理解促進に資する情報発信用コンテンツについて企画制作を行うこと。

企画制作に当たっては、羽田空港の社会的意義等について十分理解した上で、羽田空港周辺地域で開催される地域イベントへ発注者が出演する際や、発注者が実施する空港見学会、出前講座等、常設情報発信拠点以外でも使用できるコンテンツとすること。また、子どもや空港を知らない方も興味を持ち、それらの方が十分理解できるものとなるよう工夫すること。

②首都圏空港機能強化に関する内容

首都圏空港における機能強化の目的、必要性、騒音対策や安全対策の施策に関する情報に加え、国際線の増便によるメリットや効果等、首都圏空港における機能強化の理解促進に資する情報発信用コンテンツについて企画制作を行うこと。

企画制作に当たっては、首都圏空港における機能強化の必要性や取組状況等について十分理解した上で、羽田空港周辺地域で開催される地域イベントへ発注者が出演する際や、発注者が実施する空港見学会、出前講座等、常設情報発信拠点以外でも使用できるコンテンツとすること。また、子どもや空港を知ら

ない方も興味を持ち、それらの方が十分理解できるものになるよう工夫すること。

(参考)

- ・羽田空港のこれから <https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>
- ・首都圏空港機能強化技術検討小委員会
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_shutokenkuko01_past.html
- ・首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk7_000005.html

③羽田空港周辺の地域振興等に資する内容

羽田空港周辺自治体で作成された観光情報等のコンテンツを収集する。収集に当たっては、事前に発注者より紹介する各自治体の担当者とデータ形式等の連絡・調整を実施すること。

(2) 情報発信拠点の整備

(2) - 1 情報発信のあり方の検討

空港利用者のみならず、羽田空港に関心を持つ小中学生及びその保護者等、より多くの方に情報発信拠点へ来訪してもらえるよう、(1)の情報発信用コンテンツの情報発信のあり方について検討する。

なお、新設する情報発信拠点の設置予定場所は別図1のとおりである。

①情報発信用コンテンツの表示手段

限られたスペースの中で、(1) ①～③の情報発信用コンテンツをそれぞれ効果的に展示するための表示手段について検討すること。

(表示手段の例)

- ディスプレイ、ウォールモニター、デジタルサイネージ等の活用
- タッチパネルを利用した情報の展開

②情報発信用コンテンツの展示レイアウト等

限られたスペースの中で、(1) ①～③の情報発信用コンテンツをそれぞれ効果的に展示するため、(2) - 1 ①の表示手段により展示するためのレイアウトについて検討すること。

また、(1) ①～③の情報発信用コンテンツをそれぞれ (2) - 1 ①の表示手段により展示する際に表示する順序、画面構成等について検討すること。

(2) - 2 情報発信装置の企画制作

(1) 及び (2) - 1 を踏まえ、情報発信拠点に必要となる情報発信装置（機器等）を企画制作する。情報発信装置は、長期使用を前提とし、十分な耐久性を持たせ、保守において極力経費や手間がかからないように考慮された設計とすること。また、情報発信用コンテンツの差し替え、更新が容易に行える仕組みとすること。

なお、企画制作にあたっては、発注者と受注者が十分に協議を行うこととする。

①情報発信装置に備える機能、システム、デザイン、操作性等の検討
当該機能、システム、デザイン、操作性等を選択する理由と併せて整理する。

②情報発信装置の構成図・設計図等の作成

③情報発信装置の制作又は手配

④情報発信装置マニュアルの作成

情報発信装置については、操作方法及び保守要件（手法・頻度等）を整理したマニュアルを作成し、紙媒体及び電子記録媒体で納品すること。

また、発注者自身で情報発信装置の操作・保守が出来るようマニュアルに基づいた講習会を開催すること。講習会の開催方法については、発注者と協議の上で決定すること。

(2) - 3 設置作業

(2) - 1、(2) - 2 を踏まえ、情報発信拠点を別図 1 の設置予定場所に整備するための設置作業を行うこと。

① 作業計画の作成

受注者は、情報発信拠点を整備するための設置作業に当たり、安全かつ円滑な作業実施のため作業計画を作成し、必ず発注者の承認を得ること。

作業計画には、下記内容を必ず含めること。

- ア ターミナルビル会社との各種調整事項
- イ (ア) を踏まえた工程表
- ウ 緊急事態が発生した場合の連絡体制

② 設置作業の実施

受注者は、以下の点に留意した上で、作業実施を実施すること。

- ア 情報発信装置の搬入、設営作業については、安全性を十分に考慮すること。
- イ 既設の設備については、発注者及びターミナルビル会社と調整の上、撤去を行うこと。
- ウ 作業時は、建物設備等への破損、汚損が無いように十分養生を行い実施すること。
- エ 日程調整及び作業実施の時間等については、発注者及びターミナルビル会社とよく協議の上、決定すること。
- オ 非常用出口・消防隊侵入口及び消防設備等の障害とならないよう情報発信装置を設置すること。
- カ 情報発信装置の転倒防止措置については、構造上問題が無いことを確認し施工すること。万一破損した場合は、受注者の責任において修復すること。
- キ 情報発信装置に必要な電源及び照明については、あらかじめ発注者及びタ

一ミナルビル会社とよく協議の上、決定すること。増設・改変等が必要な場合は、あらかじめ発注者及びターミナルビル会社の承諾を得た上で受注者の負担において行うこと。

- ク 情報発信装置は、確実に作動するよう調整を行い、稼働状況を確認すること。

(2) - 4 誘導

ターミナルビル会社の協力を得て、新設する情報発信拠点に空港利用者を誘導するための手法（サイン設置等）を検討の上、実施すること。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日（金）までとする。

4. 業務の実施

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者が指名する監督職員（以下「監督職員」という。）と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。
- (2) 業務打ち合わせは、監督職員が必要と認めた時に行うものとする。また、受注者は打ち合わせの記録を取りまとめ、打ち合わせ後速やかに監督職員に提出すること。
- (3) 作業の方針、内容等において疑義が生じた場合及び本仕様書に記載なき事項については、その都度、監督職員と十分に協議した上、その指示に従うものとする。
- (4) 監督職員は履行期間中、隨時、業務実施状況の報告を求めることができる。

5. 成果物の提出等

(1) 成果物の提出方法

下記の成果物を納入すること。

① 報告書

※2. (2) - 3においては、以下の書類も含めること

- ア 完了届
- イ 完成図面
- ウ 工程写真
- エ その他発注者が必要と認めるもの

② 2. (1) ①および②で制作した情報発信用コンテンツのデータ

③ 2. (2) - 2で制作した情報発信装置

※2. (2) - 3の設置作業を実施した上で発注者に引き渡すこと

① については、紙媒体及び電子記録媒体で各2部とする。電子記録媒体は、CD-R又はDVD-Rを用いてAdobe Acrobat、Word、Excel、PowerPointのいずれかのソフトウェア（複数選択可）により作成したものとする。また、業務の進捗を踏まえ、発注者の求めに応じて適時提出することとし、業務完了時に速やかに提出すること。

(2) 提出先

国土交通省東京航空局 東京国際空港機能強化推進室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

(3) 提出期限

令和5年3月17日（金）

6. 資料等の貸与

本業務を行うにあたり必要となる情報や資料のうち、発注者が所持しているものについては契約締結後に貸与する。業務完了後、紙媒体は速やかに返却し、電磁的情報は確実に抹消すること。

7. 検収

本業務は、発注者が指名する検査職員の報告書・成果物に対する検査合格をもって検収とする。

8. 流用等の禁止

発注者から提出する資料及び本業務の実施により得られた情報等の成果物を無断で流用し又は発表してはならない。

9. 他機関への委託

本業務の一部の実施を他社へ委託する場合には、事前に監督職員と協議を行うこととし、契約書に基づき必要な申請の手続きを行うこと。

10. その他

本業務の実施にあたっては、監督職員と十分に打ち合わせを行い、本仕様書に記載なき事項については、その都度、監督職員と協議の上、処理することとする。

11. 作業責任者

受注者は、本契約に関する責任者を定め、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

別図1

常設情報発信拠点設置予定場所
東京国際空港第3ターミナル5階
展望デッキ前

